

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用取扱 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第74回国民体育大会及び第19回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の開催にあたり、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」（平成23年6月24日制定）に定める標章及びいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が定めるマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(標章の定義)

第2条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 日本スポーツ協会が定める国民体育大会マーク（図形）
- (2) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の称呼および観念を生ずるもの
- (3) 「いきいき茨城ゆめ国体」のほか、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語または造語
- (4) 日本スポーツ協会が定める競技別シルエット（図形）

2 この規程において、「マスコット等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県委員会が定める両大会マスコット
- (2) 第19回全国障害者スポーツ大会愛称（「いきいき茨城ゆめ大会」）
- (3) 日障協が定めた障害者スポーツ大会シンボルマーク（図形）
- (4) 両大会スローガンその他県委員会が定める規定書体

(使用許可権限の行使)

第3条 前条第1項各号に規定する標章については、県委員会が日本スポーツ協会から委任を受けた使用許可権限を行使する。

2 前条第2項各号に規定するマスコット等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第4条 標章及びマスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は両大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び両大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示する

ものと認められるとき。

- (4) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び両大会開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第5条 標章又はマスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等公共目的使用許可申請書」(様式第1号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 市町村の第74回国民体育大会実行委員会または第19回全国障害者スポーツ大会の実行委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体、公益財団法人茨城県体育協会、茨城県内各市町村体育協会及び茨城県内各競技団体が使用するとき。
- (3) 第74回国民体育大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- (4) 第19回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体が使用するとき。
- (5) 県委員会の構成団体である障害者福祉団体および競技団体が使用するとき。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等が使用するとき。
- (7) 保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に掲げる学校が使用するとき。
- (8) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (9) その他会長が特に認めたとき。

2 前項の規定により許可を得た者及び第1号から第7号、第9号のいずれかに該当する者が標章及びマスコット等を公共目的により使用したときは、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用報告書」(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(公共目的による使用の許可)

第6条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれがあるとき。
- (8) その他会長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等公共目的使用許可書」(様式第3号)をもって行うものとする。

(商業目的による使用)

第7条 「いきいき茨城ゆめ国体」及びマスコット等を商品、景品、広告宣伝等に使用する場合は、商業目的と認め、有償で使用できるものとする。

(商業目的による使用の申請及び報告)

第8条 商業目的により「いきいき茨城ゆめ国体」及びマスコット等を使用しようとする者は、あらかじめ「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等商業目的使用許可申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けて「いきいき茨城ゆめ国体」及びマスコット等を使用した者は、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用報告書」(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(商業目的による使用の許可)

第9条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、「いきいき茨城ゆめ国体」及びマスコット等の商業目的による使用を許可するものとする。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等商業目的使用許可書」(様式第5号)をもって行うものとする。

3 会長は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

(商業目的による使用に係る使用料)

第10条 「いきいき茨城ゆめ国体」及びマスコット等の商業目的による使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として県委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は使用料を免除することができる。

(1) 第5条第1項第1号から第7号までに規定する団体が使用するとき。

(2) その他会長が特別な事情により必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第8条に規定する許可申請の際に、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用料免除申請書」(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

3 第1項の規定に基づく使用料は、前条第2項に規定する通知の日から起算して、30日以内(振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日)に会長が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。なお、振込手数料については、当該許可を受けた者が負担するものとする。

4 県委員会は、収納した使用料を開催準備の経費に充てるものとする。

5 納付された使用料は返還しない。

(使用上の遵守事項)

第 11 条 標章及びマスコット等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、標章及びマスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合はこの限りではない。
- (5) 標章及びマスコット等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故、苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

第 12 条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用内容変更申請書」（様式第 7 号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 会長は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用内容変更許可書」（様式第 8 号）により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の申請については、第 4 条から前条までの規定を準用する。

(実地調査等)

第 13 条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第 14 条 会長は、標章及びマスコット等の使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定による許可の取り消しは、「いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会に係る標章及びマスコット等使用許可取消書」（様式第 9 号）をもって行うものとする。
- 3 第 1 項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
- 4 第 1 項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
- 5 会長は、許可を得ずに標章及びマスコット等を使用している者又は使用しようとしている者

に対して、その標章及びマスコット等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置を取ることができる。

6 県委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第 15 条 県委員会は、この規程による使用許可の申請に要した費用、実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 県委員会は、標章及びマスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、標章及びマスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 10 条関係)

1	販売を目的とするもの (商品)
	小売価格 (消費税等賦課前) × 3% × 製造個数
2	販売以外を目的とするもの
(1)	景品, 有償貸出等
	製造価格 × 3% × 製造個数
(2)	広告宣伝
	使用する媒体の広告料 × 3%
	※ただし, 自社媒体での展開や自社で配布する等, 媒体費用が発生しない場合は, 協議により決定
3	その他, 営利を目的とするもの
	協議により決定